

飲食店への営業時間短縮の延長要請

1 実施期間(延長期間)

令和3年5月12日(水)午前0時

～ 5月31日(月)午後12時

2 対象区域

県内全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、
食品衛生法に基づく営業許可を得て、
店舗を有し、
飲食店又は喫茶店の営業を行う
法人又は個人事業主

- ✓ 小売りを営業主体とする場合や
テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請
- ・営業時間は、午前5時から午後8時までに限る
- ・酒類提供は、午後7時までに限る

飲食店を経営されている皆様には、3度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。